時事新報

第三千五百四十五號　金曜日
明治廿六年一月六日
舊曆壬辰十一月十九日（癸卯）
日出午前六時五十三分　日入午後四時四十一分
月出午後八時四十二分　月入午前九時四十分
滿潮午前七時五十分　午後八時十三分
（西曆一千八百九十三年）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰 一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

時事新報

教育社會の不敬事件

明治十四五年の頃、政府が遽に教育の方針を一變し頻りに古流の主義を奬勵して一般の社會に何となく一種苛烈の風を催ほしたる時に當り古來我國に其例を聞かざる不敬罪の犯人を屢ば生じたるみとあり不祥の出來事として我輩の今に遺憾と爲る處なるに然るに近來に至り然かも教育の社會に於て不敬事件の沙汰を催ほしたるは我輩の更に大に驚く所なり抑も日本の人民は常に臣子たるの道を守りて苟も其分を踰えず殊に帝室に對して忠誠なるの一義に至りては殆んど天賦の性質にして他の教訓を待て然るに非ず其事實は三千年來の歷史に明白にして古來無智無識の輩は少なからずと雖も嘗て帝室に對して不敬を企てたるの例なきを見ても其然るを知る可し即ち日本特殊の美風にして世界萬國に向ても大に誇る可きものなり謹んで案ずるに彼の明治二十三年十月を以て發せられたる教育の勅語は益す〱此美風を培養發達せしめられんとの聖意にして一辭の贊し奉る可き所なしと雖も顧みて特に斯る勅語を發せらるゝの必要ある次第を考ふれば我輩は臣子の分として竊に恐懼の念に堪へざるものなり思ふに人民の德性自から由來ある其上に教育の方針その宜しきを失はずして一方に進むときは固有の美風は益す〱發達して聖慮も自から安く特に軫念を勞し奉るみともなかる可き筈なるに然るに政府の當局者は何の見る所ありてか恰も教育の方針を弄びて無益の變更を試み社會自然の趨勢を妨げんとしたる其結果は如何と云ふに一方に於ては忠君愛國の說を極端に高むると同時に一方に於ては社會の氣風を苛烈にして動もすれば亂臣賊子等の醜聞を耳にするに至り事體何となく穩かならずして國中一般の人々も自から方向に迷ふの狀なきに非ざるより風聞いつしか九重に達して恐れ多くも宸襟を勞せられ揆みそ勅語も出でたるみとならん我輩が恐懼の念に堪へざるは即ち之が爲めのみ綸言汗の如し勅語の發布は一般臣民の感激措く能はずして黽勉服膺たゞ其力の足らざるを恐るゝ所なれども實際に其效を擧げ聖旨に副ひ奉るの點に於て文部教育の任に在るものは其責任最も重しと云はざるを得ず如何となれば當局者が勅語を全國一般の學校に頒分するに當り其旨を擴め其義を衍して特に注意を加へたるは取も直さず聖旨に對して實際の奏效を盟ひ奉りたるものなればなり當局者の責任斯くの如く重大にして愈々其實效を期せんとするには當局者自から其旨を體し躬行實踐を先にして始めて效を見る可し即ち一身を以て社會の標準と爲し己れ自から修めて而して人を修むるは古來德を勸むるの常道にして最も注意す可き要點なるに爾來文部省の有樣を見れば部內の風聞甚だ宜しからずして當局の官吏中には之が爲めに身を退くの不名譽を招きたるものさへなきに非ず我輩は敢て其一身に就て云々するに非ざれども部內の始末かくの如くにして果して社會の標準たる責任を全ふするみとを得べきや如何又勅語を一般の學校に頒布して廣く其旨を體せしむるは素より可なれども當局者の注意到らざる所あるが爲めに教育社會末流の輩は其精神を解する能はず之に極端の意味を附會して却て本旨を誤りたるが如き不都合はなきや否や若し實際に斯る事實もありとすれば近日來教育社會の不敬事件も決して偶然に非ずして自から責の歸する所なきを得ず假令ひ其事は微なりと雖も兎に角に今日の社會に斯の如き不祥の出來事あるは輕々看過す可きみとに非ざれば我輩は當局者が事の末を問はず自から省みて其本を正ふせんみとを望まざるを得ず即ち當局者の責任に於て免れざる所なればなり

雜報

○昨廿五年に於ける地方長官の更迭

昨二十五年は內閣の組織を一變せしのみならず地方長官を統轄する內務大臣に品川彌二郎、副嶋種臣、松方正義、河野敏鎌、井上馨の五氏劇しき更迭もあり世に喧しき干涉善後策等の影響せしも著しき事ならんが昨年程地方長官に更迭多かりし歲は廢藩置縣後殆んど其比を見ざる所なり今掲げて世人參觀の便に供するは左の如し

甲縣より乙縣へ轉任せし地方長官

愛知縣知事へ	和歌山縣知事	千田貞曉
石川縣知事へ	秋田縣知事	鈴木大亮
京都府知事へ	愛知縣知事	千田貞曉
愛知縣知事へ	福岡縣知事	安場保和
鳥取縣知事へ	高知縣知事	調所廣丈
高知縣知事へ	沖繩縣知事	丸岡莞爾
愛知縣知事へ	靜岡縣知事	時任爲基
佐賀縣知事へ	宮崎縣知事	永峰彌吉
宮崎縣知事へ	鳥取縣書記官	萩原汎愛
富山縣知事へ	兵庫縣書記官	德久恒範
茨城縣知事へ	福井縣知事	牧野伸顯
埼玉縣知事へ	東京府書記官	銀林綱男

諸官衙より轉任せし地方長官

秋田縣知事へ	法制局參事官	廣瀨進一
福岡縣知事へ	警視廳警視	山田爲暄
沖繩縣知事へ	宮中顧問官	奈良原繁
靜岡縣知事へ	內務省警保局長	小松原英太郎
福井縣知事へ	內務省衛生局長	荒川邦藏

閑散無役より就任せし地方長官

和歌山縣知事へ	前滋賀縣知事	沖守固
石川縣知事へ	前鳥取縣知事	武井守正
福嶋縣知事へ	非職長崎縣書記官	日下義雄
秋田縣知事へ	前兵庫縣知事	平山靖彦
鹿兒嶋縣知事へ	元々老院議官	大迫貞清
高知縣知事へ	前農商務次官	石田英吉

他の官衙へ轉任せし地方長官

內務次官へ	京都府知事	北垣國道

願に依て本職を免ぜられし地方長官

石川縣知事	武井守正	鳥取縣知事	西村亮吉
鹿兒嶋縣知事	山內堤雲	茨城縣知事	石井省一郎

願に依て非職と爲りし地方長官

愛知縣知事	岩村高俊	愛知縣知事	安場保和

官より非職を命ぜられたる地方長官

福嶋縣知事	渡邊清	富山縣知事	森山茂
佐賀縣知事	樺山資紀	秋田縣知事	廣瀨進一
高知縣知事	丸岡莞爾	埼玉縣知事	久保田讓

○教唆事件の訴訟及び請求

去月二十八日北海道札幌の北海道毎日新聞社より北門新報第四百七十四號同第四百七十九號に掲載せる消防夫激動事件教唆云々の記事に對し札幌地方裁判所に告訴し更に不當の記事取消謝罪之廣告請求を爲したる由その訴狀中請求の目的及び原因は左の如し

請求の目的

被告の費用を以て北門新報特別廣告欄內へ左の謝罪文を二號活字にて七日間廣告を要求す

（廣告文案）明治二十五年十二月十八日札幌消防組激動事件發發の原因に就て我北門新報は度々北海道毎日新聞社の教唆に出る如く記載したるも右は實際北海道毎日新聞社の教唆に出る者にあらず然るに我北門新報が事實を確かめず臆測推想を以て彼の如き記事を掲け以て北海道毎日新聞社の名譽を傷けたるは今更後悔の至に付此に北門新報紙上に於る教唆云々の文字を悉皆抹殺し併て北海道毎日新聞社に謝す

請求の原因

被告人は明治二十五年十二月二十日北門新報第四百七十四號還因の推測と題する記事中に「毎日新聞が一昨二十七日の雜報欄內に於て隱然教唆の語氣を帶びたる記事を登載したるを以て推せば毎日新聞社もまた隱然其暴行を教唆したるや知るべからず」と記載し又同年十二月廿五日第四百七十九號に教唆たりしことを裏面より自白せりと記し猶ほ「拜啓仕候陳者今日の北海道毎日新聞を閱すれば當地に山川一郎なる人あり今回の時事は毎日新聞社の教唆に出でたりと認められたり是に於て思合はすれば騷動の當時毎日社の社長阿部君及同社員上田君は二コく然として湖野の邊を徘徊せられたるを小生は見受け申候之に由て之を見れば山川とやら申す人の自信又全く空中の樓閣とも申されず貴社須く御一考あるべし云々」と情慨生より投書の儘と掲載し又明治廿五年十二月廿六日號外を以て殊更今回の暴擧は原告毎日新聞社の教唆に出でたるが如く公衆に知らしむる爲め東京各新聞社の記事中消防夫を教唆して北海道毎日新聞社が暴行を爲さしめたりとの事項を編纂して之を特別に配達せしめ以て毎日新聞社を犯罪の教唆者なりと誹毀せり然れども原告社に於ては素より是れ等に毫厘の關係もあることなきに被告は虛妄の記事を掲げて實に原告社は其記事の如き事實ありとの感想を懷かしむる迄に原告社の名譽を毀損したるを以て前記の如く要求に及ぶ所以なり

○九州筑豐兩鐵道線の接續

兩鐵道の線路は筑前の折尾に於て十字形に交叉し居れば兩會社にては先般約定を結び此處に停車場を置きて兩鐵道乘客の爲め彼れ此れ乘換の便を計りたれども何分にも線路を聯絡せざるため互に貨物を積み換んとするに非常の手數を要し相互の不便尠からざれはとて兩會社は更に規約を結び同所に曲斜の接續線を設け互に貨車及び線路を利用するみとしなしたるが右接續線の工費は凡そ一萬五千圓位の見込にて本年三月頃までに竣工する筈なりと云ふ

○大根汽車に乘る

川越の甘藷汽車にて奥州地方に輸送せられ爲めに川越の地價騰貴するみと若干野州の新炭汽車にて輸出せられ山林の騰貴するみと亦若干なりと云ふ武州の名產と聞えたる煉馬大根はその昔僅々東京市中の需用に供せしのみなりしが運輸交通の便開けると同時に各地へ輸出さるゝみと年々增し昨冬の如きは東北各地方一般に大根の不作を告げたる爲めに板橋王子地方へ大根を積出したるに兼て評判の如く如何にも良質なる故續々注文するものあり就中熊谷地方へ向け汽車積にて送り出すもの甚だ多しと云ふ此の模樣なれば遠からざる內
へ輸出し若くは中山道鐵道
に應するみとなるべく而し
地價と共に益々高かるべ

○廐橋の竣功期限

功期限は本年三月中の豫定
六百餘圓なり

○二伯謀殺の申立

泊業福井德次郎方に去る
しが懷中無一物なるより去
の爲め戶主に向ひ白鞘入丸
し何れへなりとも五十錢位
の品と違ひ短刀の事にもあ
なき故最寄の巡査派出所に
事にすべしとて家主は右の
記の旨を語りしに巡査は書
居るは如何にも合點行かざ
察署に同人を召喚し其携へ
者は山口縣下赤間關市新町
豐後國日田郡上津江村字河
居測量師川谷薫（二十六）と
るが如何せん同黨は自由
員も少なく遺憾に堪へざる
垣大隈二伯を謀殺なさん
たる處何分意の如くならざ
め死するに外なしと覺悟
の短刀を求め不日上野公園
ふ折柄認めたる遺書は日本
金子ヒサ方に滯留中圖らず
と共に奪ひ去られ遺書なは
漂泊の末宿料に差支へたる
んと爲したる旨を申立し
其他の有無等倘取調べたる
苦しみ遂には前記の申立は
柳川町の金納清藏と云ふ者
賴され金六百餘圓を預り
れ廻送の手續に及びたる
消し今更調達も出來ざる
見定め自殺するも全く國の
むくの手段なる旨申立に
消の廉を以て一昨日撿事局

○室蘭貯炭場の出火

礦鐵道會社室蘭貯炭場に出
棟の立家は燒失するに至
は全く空知炭より自然に發

○兌換銀行券週報

り卅一日に至る一週間平均
保證準備及び流通高等を
ば左の如し

	自十二月廿六日至十二月卅一日 一週
兌換銀行券發行高	[illegible]
準備 正貨準備 金貨及金塊	[illegible]
銀貨及銀塊	[illegible]
正貨合計	[illegible]
保證準備 公債證書	[illegible]
政府證劵	[illegible]
商業手形	[illegible]
保證合計	[illegible]
中央金庫有高	[illegible]
同紙幣交換に充つる正金	[illegible]
流通高	[illegible]